

『保育士試験による資格取得支援補助事業』

～保育士資格を取得し、斜里町で働く方を応援します～

斜里町では保育人材の確保を図るため、試験により保育士資格を取得し、保育所等で資格を活かし勤務した方に、その資格取得に要した費用の一部を補助します。

対象者

- この補助金を受けることを希望し、次のいずれも満たす方
- 1. 補助金交付登録申請時点で斜里町に住所のある方
- 2. 保育士試験により保育士資格を取得した方(R4～R8年度末までに実施された試験に限る)
- 3. 保育士資格取得後2年以内に、保育士資格を活かし町内の子育て関係施設等(※)で1日当たり6時間以上勤務した日が18日以上ある月が通算して12月以上となる方
- 4. その他の資格取得支援事業による他の給付金や補助金等を受けていないこと。

対象経費

- 通信制等の保育士試験受験講座受講に必要な入学料・登録料・受講料・教材費等
※消費税含む
- 自ら書籍等を購入し学習した場合(独学の場合)の教材費
- 受験料
- 受験に必要なとなった宿泊・交通費(筆記試験・実技試験各1回分まで)
- ※上記のうち、本人が負担した証明書類があるもので、かつ合格した筆記試験の日から起算して2年前の属する月の初日以降に負担した経費に限ります。

補助 上限額

- 上限額 150,000円/1人
- ※実際に負担した対象費用の合計額と150,000円のいずれか低い方の額

申請方法

- ・保育士資格取得(保育士登録)後、町に申請をし「補助金交付登録」をします。(町内子育て関係施設での勤務開始月の月末までに、「登録」の申請が必要です)
- ・12か月間勤務します(対象者欄3に記載のとおり)
- ・12か月勤務したら、町に「補助金交付申請」をします。(勤務開始から12か月を経過した日の月末までに申請が必要です。)

問合せ・ 申請先

斜里町役場 民生部児童育成課 児童育成係
TEL 0152-26-8315

詳しくはホームページで!



※町内子育て関係施設：保育園・保育所・認定こども園・子育て支援センター・児童館・仲よしクラブ等